

## 社会福祉法人喜久寿 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1.計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

### 2.内容

目標①：女性職員の育児休業取得率90%を目指す。

<対策>

- 令和2年4月～育児休業制度や運用について管理職への研修を実施する。
- 令和2年4月～育児休業制度について掲示板等を活用し職員への周知を図る。
- 令和2年4月～育児休業制度の対象者に対して、労務担当者等から個別の説明を行い、意思の確認を行う。
- 令和2年4月～育児休業中の職員について、適宜経過確認を行い、不安の解消及び円滑な職場復帰が可能となるように支援を行う。

目標②：男性職員の育児休業について、計画期間内に一人以上の取得を目指す。

<対策>

- 令和2年4月～各管理職に対する「男性の育児休業に関する研修」を実施する。
- 令和2年4月～育児休業の取得希望者を対象とした講習会を実施する。

目標③：年次有給休暇の取得率65%を目指す。

<対策>

- 令和2年4月～年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和2年4月～各組織のトップから年次有給休暇の取得を奨励する。
- 令和2年4月～各管理職に対する「計画的な取得に向けた研修」を行う。
- 令和2年4月～有給休暇取得促進のための取組みを開始する。